

桶川都市計画事業

(仮称)桶川北本 I C 周辺東部地区土地区画整理事業

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に
該当すると認める地域を記載した書類

令和4年9月

桶 川 市

第 1 章 都市計画決定権者の名称

1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地

名 称：桶川市

代表者の氏名：桶川市長 小野 克典

所 在 地：埼玉県桶川市泉一丁目 3 番 28 号

1.2 事業者の名称及び所在地

名 称：山一興産株式会社

代表者の氏名：代表取締役社長 柳内 光子

所 在 地：東京都江戸川区西葛西七丁目 20 番 1 号

名 称：株式会社グローバルデザイン

代表者の氏名：代表取締役 竹村 正義

所 在 地：東京都新宿区新宿一丁目 30 番 16 号

第2章 都市計画対象事業の目的及び概要

2.1 都市計画対象事業の名称

都市計画対象事業の名称：桶川都市計画事業

(仮称) 桶川北本 I C 周辺東部地区土地区画整理事業

都市計画対象事業の種類：土地区画整理事業

(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第20号)

2.2 都市計画対象事業の目的

埼玉県では、「第5次埼玉県土地利用基本計画」(平成25年2月、埼玉県)を定め、首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高めていくこと、また、沿線の市町及び県が連携して、圏央道インターチェンジ(以下「I C」という。)周辺地域の資材置き場等の乱立による環境悪化の抑止に努めることとしている。また、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」(令和4年4月、埼玉県)は、市町村の産業基盤づくりを県が積極的に支援するため、平成18年に策定した「田園都市産業ゾーン基本方針」を継承し定めたものであり、その中で、高速自動車国道や自動車専用道路のI Cから概ね5 kmの範囲を新たな産業基盤づくりを検討する地域としてあげている。また、I Cの出口から概ね1.5 km以内を「産業誘導地区」の選定条件としている。

桶川市では、「桶川市第五次総合振興計画後期基本計画」(平成28年4月、桶川市)において、本地区を、圏央道桶川北本I Cに近接するという交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、物流・業務サービス、製造業、情報、研究などの産業施設の誘導を図る「複合開発エリア」に位置付けている。

本事業は、これらの背景を受け、当地区の持つ立地特性を活かした計画的な土地利用の誘導により、秩序ある都市的土地利用を実現するとともに、田園環境との調和を図ることにより、桶川市の更なる発展に寄与することを目的とする。

2.3 都市計画対象事業の実施区域

(1) 計画地の位置

都市計画対象事業の実施区域（以下「計画地」という。）は、埼玉県桶川市の西部に位置している。計画地の北側は一般国道 468 号（圏央道）、北西側は圏央道の桶川北本 I C、西側は南北方向に走る一般国道 17 号（上尾道路）に隣接している。また、圏央道を利用した計画地へのアクセスを確保するため、計画地の南側に、既存道路を拡幅整備して、アクセス道路を新設する計画である。

(2) 計画地及び周辺の概況

1) 地形

計画地の地形は、火山灰台地の中央に谷底平野（谷地田）が分布している。谷底平野は東側と北側に上流部があり、計画地南東側で合流し、計画地外の石川川沿いの低地に連続している。

計画地の標高は、台地上が T.P. +20～23m 程度、谷底平野（谷地田）が T.P. +17～18m 程度であり、起伏の少ない平坦な地形を呈している。

2) 土地利用の状況

計画地の土地利用は、台地上では、主として耕作地（水田及び畑地）や温室等の農業施設、住宅地及び屋敷林である。計画地南側の市道 65 号線沿いには、既存工場が存在する。

谷底平野には水路が整備されており、谷底平野の一部は主にヨシなどが生育する湿性高茎草地、一部はアズマネザサや樹木が生育する樹林等となっている。

3) 自然環境

計画地の現存植生は、畑雑草群落、緑の多い住宅地、路傍・空地雑草群落、水田雑草群落及び果樹園で構成されている。動物相は、これらの農耕地を生息環境とする種により構成されると考えられる。

なお、埼玉県環境部みどり自然課へのヒアリング（令和 4 年 2 月）によると、計画地から 1.5km 以内にオオタカの県営巣登録地が 3 か所存在していることから、計画地はオオタカの高利用域に分類される。このため、本事業の実施にあたっては、専門家の指導助言を仰ぎつつ、「埼玉県オオタカ等保護指針」（平成 11 年 3 月、埼玉県）等に準じた調査を実施し、調査結果に基づき適切な配慮を講じる計画である。

4) 特に配慮を要する施設

計画地内には、学校、病院、福祉施設等の特に配慮を要する施設は立地していない。

計画地周辺には、計画地の南側約 100m に「いなほ保育園」、南東側約 400m に「川田谷小学校」、東側約 600m に「こども園ひだまり」及び「桶川西中学校」が存在する。また、計画地の東側から南側には農耕地があり、住宅が点在している。

5) 計画地周辺の状況

計画地の北側には一般国道 468 号（圏央道）、北西側には圏央道の桶川北本 I C、計画地西側には一般国道 17 号（上尾道路）が隣接して存在する。

計画地の西側約 2 km には一級河川荒川が南北に、東側約 1.3 km には一級河川江川が南北に流れ、河川沿いの谷底平野は水田を主体とする耕作地となっている。

江川より西側の台地上は、耕作地（水田及び畑地）、住宅地及び屋敷林が混在する地域となっている。江川より東側は、市街化が進んだ地域となっており、計画地の東側約 3km には JR 高崎線が南北に走っている。

6) 計画地周辺の開発の状況

計画地の北側に隣接する一般国道 468 号（圏央道）は平成 27 年度に開通した。

西側に隣接する一般国道 17 号（上尾道路）は、国道 17 号のバイパス道路として、延長 20.1km が計画されている。桶川北本 I C の南側から川越栗橋線との接続部までは、I 期区間 4 車線開通区間となっており、平成 28 年度に開通した。川越栗橋線との接続部より南側は、I 期区間暫定 2 車線開通区間となっている。桶川北本 I C の北側は、II 期区間として計画されている。将来的には、上尾道路の全区間について、中央部に高架構造の 4 車線自動車専用道路が計画されている。

また、国道 17 号（上尾道路）と川越栗橋線の接続部付近には「道の駅（仮称）おけがわ」の整備が進められており、現在、石川川の一部函渠化等の工事が行われている。

2.4 都市計画対象事業の規模

計画地の面積は、約 20.3ha である。

2.5 都市計画対象事業の実施期間

対象事業の実施工程は、表 2-1 に示すとおりである。

土地区画整理事業における造成工事（移転を含む）は、令和 7 年度から令和 9 年度、進出企業の建築工事が令和 8 年度から令和 10 年度の予定である。

表 2-1 対象事業の実施工程

	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
環境影響評価 (評価書までの手続)	■	■	■				
都市計画決定の手続	■	■	■				
土地区画整理事業 造成工事等				■	■	■	
進出企業建築工事					■	■	■

備考) 実施期間は現在の予定であり、変更する可能性がある。

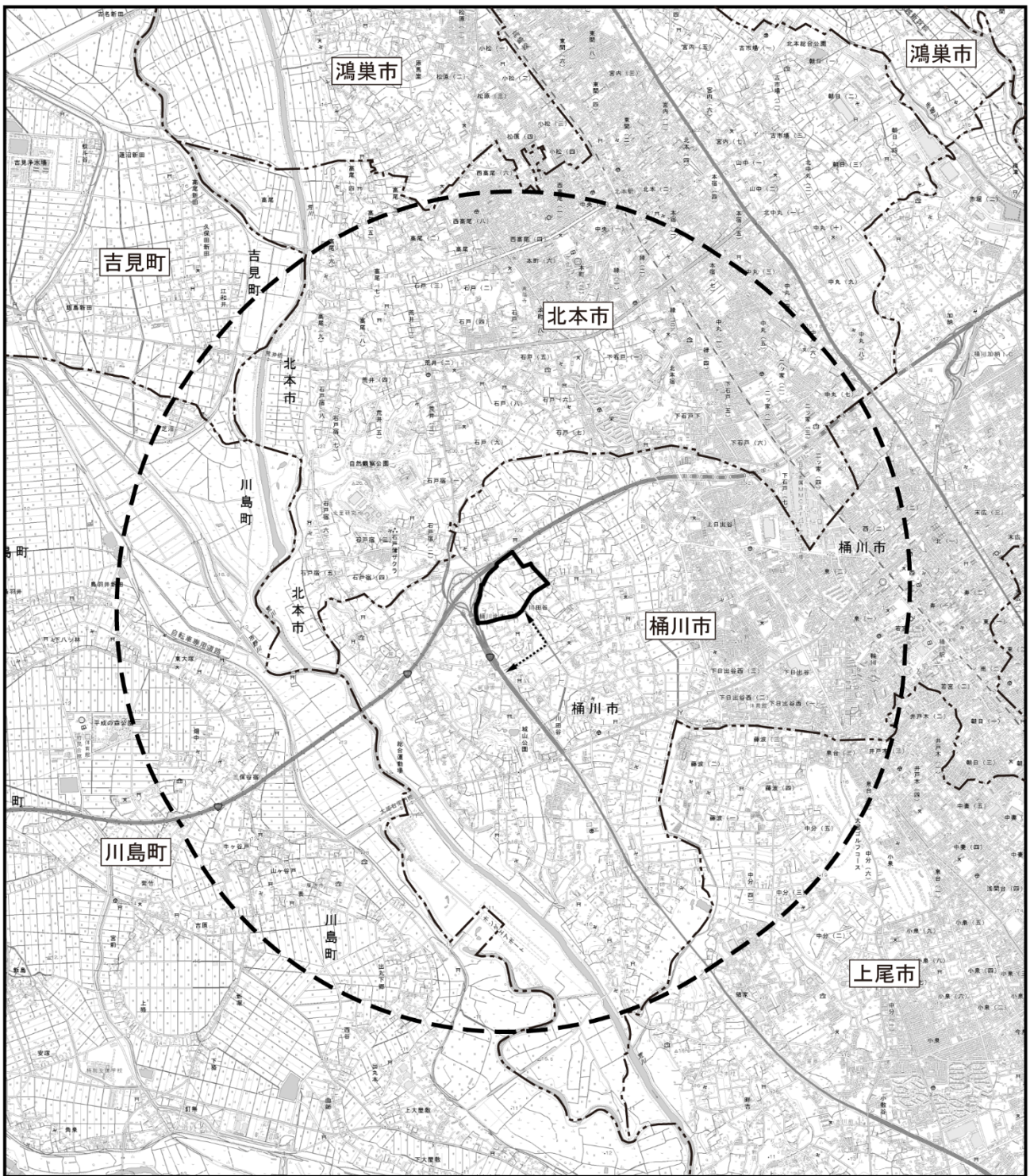
第3章 環境に影響を及ぼす地域

3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域」とする。

3.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図3-1に示すとおり、桶川市、北本市、上尾市、鴻巣市、川島町及び吉見町のそれぞれ一部が含まれる。

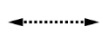


この地図は「電子地形図25000」（令和4年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡 例



計画地



アクセス道路



市町界



計画地及びアクセス道路の境界から3km

図 3-1 環境に影響を及ぼす地域

1 : 50,000

0 500 1000 1500m

